

長野県開発審査会規則

昭和 46 年 1 月 21 日

規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長野県附属機関条例（令和 2 年長野県条例第 3 号）の規定に基づき長野県開発審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第 2 条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、すみやかに審査会を招集しなければならない。

- (1) 知事から都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 34 条第 10 号の規定による事案の審議を求められたとき。
- (2) 法第 50 条第 1 項の規定による審査請求があつたとき。
- (3) 知事から都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第 36 条第 1 項第 3 号のホの規定による事案の審議を求められたとき。
- (4) 知事から都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成 16 年長野県条例第 23 号）第 5 条第 3 項（同条例第 6 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による意見を聴かれたとき。

2 会長は、必要があると認める場合は、随時審査会を招集することができる。

3 会長は、審査会を招集する日の 3 日前までに審議すべき事項、期日、場所等を示した書面をもつて、委員に通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

(委員以外の者の出席)

第 3 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、必要な資料を提出させ、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(会議)

第 4 条 審査会の会議は、法第 50 条第 3 項の規定による口頭審理の場合を除き、公開しない。ただし、会長が特に認めるときは、この限りでない。

(幹事)

第 5 条 長野県附属機関条例第 9 条の規定により、審査会に、必要があるときは、幹事を置くことができる。

2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、審査会の所掌事務について、委員を補佐する。

(会議録)

第 6 条 議長は、会議録を作成し、会議の次第及び出席した委員の氏名を記載しておかなければならないものとする。

2 前項の会議録には、議長及び出席した委員 2 名以上が署名又は記名押印するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年 6 月 28 日規則第 37 号）

この規則は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 30 日規則第 27 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。